

**独立行政法人日本芸術文化振興会**  
**次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画**

独立行政法人日本芸術文化振興会では、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づき、次のように行動計画を策定しています。

1. 計画期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日

**2. 目標と取組内容**

目標1 計画期間内に、育児休業の取得状況を次の水準以上にする。

男性職員 取得率60%以上

女性職員 取得率100%

<取組内容>

- ・育児休業の対象となる職員に対し、個別に育児休業制度の説明を行い、取得を奨励する。
- ・復職後の業務分担や、育児支援制度を活用した柔軟な働き方に関する内容を内容とした、管理職員との復職后面談を実施する。

目標2 仕事と子育ての両立をしやすい職場環境を整備する。

<取組内容>

- ・「柔軟な働き方」の推進のため規程等の整備を行う。
- ・管理職員に対し、子育てをする職員の活躍推進及び能力発揮に向けたマネジメント研修を行う。
- ・全職員に対し、ワークライフ・バランスに関する研修を行う。

目標3 管理職に占める女性の割合を20%以上とする。

<取組内容>

- ・管理職員に対し、女性の育成に関する意識を醸成し、女性の活躍推進及び能力発揮に向けた研修を行う。
- ・管理職登用前の職員に対し、キャリア形成のための研修を行う。

目標4 常勤職員の毎月の平均所定時間外勤務を13時間以内とする。

<取組内容>

- ・定時退勤日の周知・徹底等を進める。
- ・長時間労働の職員を把握し、管理職員に業務改善を促す。
- ・業務の合理化、所定時間外勤務縮減のための意識啓発を行い、所定時間外勤務の削減を図る。